

予防接種法施行令の一部を改正する政令の制定に際し、意見公募手続を実施し
なかつた理由について

令和 8 年 5 月 29 日
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

今般制定された、予防接種法施行令の一部を改正する政令(令和 8 年第 185 号)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 96 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定(同法第 7 条の規定を除く。)の施行に伴い、同法第 6 条による改正後の予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 32 条第 1 項の規定より匿名予防接種等関連情報利用者が国に納めるべき手数料の額等を定めるとともに、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条第 4 項第 2 号及び第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号) (抄)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～七 (略)

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。